

PFOS 等に関する、 使用することができる用途等について（答申）



第 177 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会におきまして、ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS）又はその塩（以下「PFOS 等」という。）に関する、3 種類の使用することができる用途及び 3 種類の技術上の基準に従わなければならない使用されている製品の除外、及び 3 種類の使用されている場合に輸入することができない製品の指定について適当であるとの結論が得られました。

この審査結果を踏まえ、10 月 5 日付けで中央環境審議会議長から環境大臣宛に答申がなされました。

○答申の概要

・第一種特定化学物質を使用することができる用途の除外（化審法第 25 条に基づく措置）

以下の 3 種類の PFOS 等を使用することができる用途について、対象から除外する。

①エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。）の製造

②半導体用のレジストの製造

③業務用写真フィルムの製造

・技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品の除外（化審法第 28 条第 2 項に基づく措置）

以下の 3 種類の PFOS 等が使用されている以下の製品について対象から除外する。

①エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。）

②半導体用のレジスト

③業務用写真フィルム

・第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品の指定（化審法第 24 条第 1 項に基づく措置）

前述の①、②、③と同じ製品について対象に指定する。

今後、厚生労働省、経済産業省及び環境省は、今回の審議の結果を踏まえ、化審法施行令の一部を改正する政令案を作成し、パブリックコメント等を実施した上で、これらの規制措置を講じていく予定です。

当社では、PFOS や PFOA の分析に対応しております。お気軽にお問合せ下さい。

資料 2017 年 10 月 5 日付 環境省報道発表資料

分析技術箇所 田沼祐樹